

国保からのお知らせ



国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

会社を退職されたり、就職されたときは、国保へ加入・脱退手続きが必要です！国保への加入内容に変更があれば、役場住民生活課へ届け出てください。

○加入の届出が遅れると・・・

国保への加入は、以前加入されていた健康保険等の資格を失った日までさかのぼりますが、国保税もさかのぼって納めることになります。また、医療費は医療機関に保険証を提示されなければ全額自己負担となります。

○脱退の届出が遅れると・・・

国保税が賦課されたままになります。（脱退手続きをされた後に払いすぎた国保税は還付されます。）また、国保が支払った医療費の負担額を返還していただく場合があります。

★加入・脱退の手続きに必要なもの

○国保に加入する場合・・・

- ① 健康保険等資格喪失証明書（健康保険等の資格を喪失した日が確認できるもの）
- ② 年金証書（60歳以上の方で厚生年金等を受給しておられる方）
- ③ 印鑑（認印）
- ④ 国保保険証（他の世帯員の方で国保に加入されている方がおられる場合）
- ⑤ 本人確認できるもの（併せて国民年金への加入手続きをしていただく場合は、年金手帳）

○国保を脱退する場合・・・

- ① 健康保険証（健保組合保険証など）新しく加入された保険証（全員分）
- ② 国民健康保険証
- ③ 印鑑（認印）

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

住民生活課 住民係

☎73-1415

やさしい児童福祉ガイド

平成19年4月1日から児童手当制度が変わりました！

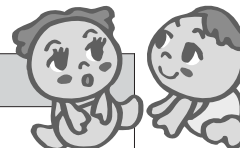
☆はじめに・・・児童手当とは？

児童手当法に基づいて、児童の健やかな成長のため、児童を養育する者に手当を支給するものです。

☆改正点

3歳未満の第1、2子の手当の額が増額となります。

改正前	改正後
3歳未満の第1、2子の手当額 児童1人当たり 月額 5,000円	3歳未満の第1、2子の手当額 児童1人当たり 月額 10,000円



☆改正後の手当の月額

改正前	改正後
第1、2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1、2子（3歳未満） 10,000円 （3歳以上） 5,000円 第3子以降 10,000円

☆改正に伴う事務手続き

この改正による新たな事務手続きは必要ありません。詳しくは下記問い合わせ先までおたずねください。（公務員の方は、所属庁におたずねください。）

お問い合わせ先

住民生活課 子育て支援係

☎73-1415